

(広報資料)

令和元年6月24日
京都市都市計画局

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター

TEL 354-8701

都市計画局まち再生・創造推進室

TEL 222-3503

「京建物カルテ」の創設及び受付開始について

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターでは、京町家の保全・継承を支援するため、各種支援を実施してきましたが、京都には、京町家以外にも、近代和風建築など、京都のまちなみ景観を特色付け、まちの人々に大切にされてきた建物が数多く存在しています。

この度、これらの建物を「京建物（きょうたてもの）」と名付け、京町家とともに次代に継承していくために「京建物カルテ」事業を創設しますので、お知らせします。

1 「京建物カルテ」について

(1) 概要

「京建物カルテ」とは、京町家以外の建物を、まちの人々の財産として大切に維持・継承するために、その建物の特徴や由緒などを適切に評価し、所有者や関係者に対して、その建物の歴史的価値の認識を深めていくことを目指すものです。

(2) 対象となる要件

京都市に存する建物であり、築50年以上を経過した歴史的な価値が認められる建物（京町家カルテ*の対象となる京町家を除く）他（※詳細はチラシ参照）

※京町家カルテ：当センターが定める要件に適合する京町家を対象として、その特徴や由緒などを評価し、まとめたもの。平成23年度より事業運用を開始。

(3) 京建物カルテの内容

- ・基礎情報 外観写真，付近見取図
- ・文化情報 建物の概要，由緒・沿革，建物の特徴，考察，その他
- ・建物情報 現況調査（こけ，下がり，雨漏り，劣化，設備・配管）
- ・図面等 配置図・平面図

(4) 発行費用

申請手数料 5,000円

作成料 90,000円～（建物面積に応じて変わります。）

2 受付開始日

令和元年6月24日（月）から

3 事前相談及び申請方法

(1) 次の書類等を当財団窓口へ提出し、必ず事前相談を行ってください。

- ・付近見取図（建物の所在地が確認できる地図等）
- ・建物の外観及び内観（各部屋）の写真

(2) 事前相談があった場合、担当者による当該建物の現地確認を行い、受付の可否をお知らせします。

- ・当該建物の規模，状況に応じて作成料を算定して提示します。
- ・事前相談の後に，申請書（第1号様式）と申請手数料および発行3ヶ月以内の登記事項証明書の写し（建物）を当財団に提出してください。
（※代理人による申請手続を行おうとする場合は，委任状が必要です。）
- ・申請用紙は窓口で配布しています。（京都市景観・まちづくりセンターホームページからのダウンロードは準備中です。）

4 交通アクセスについて

京都市景観・まちづくりセンター

（ひと・まち交流館 京都 地下1階）

- ・市バス：4，17，205号系統
「河原町正面」下車
- ・京阪電車：「清水五条」下車 徒歩8分
- ・地下鉄烏丸線：「五条」下車 徒歩10分

※できる限り公共交通機関を御利用ください。



5 申請から発行までの流れ

